

令和 2 年 3 月美作市臨時教育委員会会議録

開催期日	令和 2 年 3 月 12 日 (木)		開催場所	作東総合支所 2 階 応接会議室
開会時間	午前 10 時 00 分		閉会時間	午前 11 時 03 分
出席委員	教育長	大川 泰 栄	職務代理者	佐々木 勇
	委員	平田 邦 義	委員	岡本 美 幸
	委員	万 殿 貴 志		

会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	山 名 浩 二	教育総務課長	宮 前 聖
学校教育課長	竹 内 龍 一 郎	社会教育課長	丸 山 健 一
学校教育課課長補佐	甲 本 智 之	学校教育課係長	井 口 博 文
学校教育課係長	小 林 圭 介	教育総務課係長	神 原 克 紀

日程 第 1 開会

午前 10 時 00 分、3 月臨時教育委員会を開会する。

- ・神原係長、失礼します。それでは、ただいまから令和 2 年 3 月美作市臨時教育委員会を開催いたします。「日程第 2 教育長あいさつ」大川教育長よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第 2 教育長あいさつ

- ・大川教育長、お忙しい中、臨時教育委員会にお集まりいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症予防に対しましては、皆様方に変なご心配をいただいておりますが、この事につきましては後程詳しくご説明、ご報告をさせていただきます。1 点ご報告といたしまして、今回の 3 月定例議会の初日において、人事案件といたしまして、平田邦義委員の再任につきまして、議決をいただきました。5 月 25 日以降の再任となります。よろしくをお願いいたします。本日は、県費教育職員の人事異動につきまして、ご審議いただきます。よろしくをお願いいたします。以上です。

日程 第 3 会議録署名委員の指名について

- ・大川教育長、会議録署名委員に岡本委員を指名する。

日程 第 4 議案審議

- ・大川教育長、議案第 13 号につきまして、美作市教育委員会会議規則第 13 条により委員の皆様にお諮りします。美作市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項第 1 号にある「人事に関する事」であることから、非公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・大川教育長、それでは議案第 13 号については非公開案件とさせていただきます。

ます。

- ・山名次長、県費の人事異動でございますので、学校教育課と担当以外の職員は退席させていただきたいと思えます。
- ・竹内課長、説明につきまして、学校教育課係長、井口、小林も含めて行いますので、井口、小林の2名の入室許可をいただきたいと思えますが、許可いただけますでしょうか。
- ・大川教育長、2名の入室を許可いたします。

議案第13号 令和元年度末美作市立小・中学校県費負担教職員人事異動案について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・大川教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第13号につきまして、可決してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・大川教育長、異議なしと認め、議案第13号については可決いたします。

それでは、非公開案件が終了いたしましたので、非公開を解きます。

日程 第5 その他、

- ・大川教育長、日程第5その他に入らせていただきます。
- ・山名次長、3月議会において、新型コロナウイルス感染症対策としての条例改正の追加議案が上程され、同日議決の上条例改正が行われましたので、ご報告いたします。多くの人が集まる場所、管轄としては、美作文化センター、湯郷地域交流センターについて、近隣市町村において新型コロナウイルス感染症の患者が確認された場合等で、新型コロナウイルス感染症により住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生するおそれがある場合には、使用を制限し、又は休館することができると追記されましたものであります。
- ・大川教育長、公民館や図書館は、条例内に臨時休館出来ると謳われております。新型コロナウイルス感染症対策については、政府からの臨時休校要請がございましたが、美作市においては予防対策を徹底した上で学校活動の継続を行っております。中学校においては、公立高校の入学選考試験や13日は卒業式であり、1年生2年生だけになりますので、9日月曜日から臨時休校といたしました。現在の予定といたしましては、19日金曜日まで小学校は通常通り授業継続、中学校は臨時休校継続となります。23日月曜日からは、小学校、中学校ともに登校し25日終業式となります。終業式の在り方についても、大規模校については体育館に集まらず、各学級において校内放送で校長の話を聞くとか、考えられるところです。

新型コロナウイルス感染症対策について、何かございますか。

- ・平田委員、学校の設置者が休校を行うことができるとのことですが、法的根拠は何になりますか。
- ・大川教育長、学校保健安全法の第20条になります。臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができるとの内容になっています。

その他、何かございますか。

- ・山名次長、令和2年度の教育委員会の体制についてです。企画振興部学校等設立準備室が4月より市長部局から教育委員会に加わることとなります。従いまして、4月から教育委員会は、教育総務課、学校教育課、社会教育課、学校等設立準備室の3課1室体制となる予定です。ご報告させていただきます。
- ・大川教育長、その他、何かございますか。
- ・全員、ありません。

日程 第6 閉会

- ・大川教育長、午前11時03分、3月臨時教育委員会を閉会する。

<p>会議記録者 氏名</p>	<p>教育総務課 神原克紀</p>	<p>会議録 署名</p>	<p>教育長 大川泰菜 委員 岡本美幸</p>
---------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------------

